

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

ソフトウェアの減価償却

Q : ソフトウェアの減価償却は、改正によって何か変わりましたか？

A : 基本的には変わっていません。

【解説】

ソフトウェアのような無形固定資産の減価償却は、次のようになっていますが、いずれも残存価額(備忘価額)はゼロとなっています。

- ① 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法
- ② 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法

[耐用年数]

- ・ 複写販売用原本 3年
- ・ その他自社利用等 5年

したがって、ソフトウェアなどの無形固定資産の減価償却は、残存価額は改正前からなしたので、基本的には、平成19年度改正の前後で変わることはないのですが、資本的支出を行った場合には、次のように取り扱われますので注意してください。

[原則]

新規取得として取り扱われる

[特例]

平成19年3月31日までに取得した無形固定資産については、従前どおり、資本的支出の額を本体の取得価額に加算することが認められるが、資本的支出を行った翌事業年度において、帳簿価額に加算する特例は適用することが認められない。

